

区立小学校におけるエデュケーション・アシスタント派遣業務 事業者募集要項

1 件 名

区立小学校におけるエデュケーション・アシスタント派遣業務

2 公募型プロポーザル方式実施の趣旨

授業の質の向上、教員の負担軽減及び学校の組織体制の充実を図るため、区立小学校において、担任の業務を補佐するエデュケーション・アシスタントを派遣する。

これにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、より多くの事業者から多様な提案を求め、総合的な見地から、公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定することを目的とし、公募型プロポーザル方式を実施する。

3 契約予定期間

令和7年10月1日 から 令和7年11月30日 まで

※本業務については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法（以下、「労働者派遣法」という。）第26条第4項の規定による派遣可能期間の制限に抵触する日が令和7年12月1日であるため、契約満了日を令和7年11月30日とする。ただし、労働者派遣法第40条の2第3項の規定により労働者派遣契約に関する派遣先の事業所単位の期間延長に係る過半数労働組合への意見聴取の結果、派遣可能期間が延長された場合は、最大令和10年3月31日まで更新する。

※契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

4 契約上限額

令和7年度 192,487,680円（税込）

令和8年度 384,975,360円（税込）

令和9年度 384,975,360円（税込）

総 額 962,438,400円（税込）

※本プロポーザル方式は、各年度の予算の成立（板橋区議会で3月下旬に議決予定）を前提として行うものであり、予算の減額があった場合は、契約内容を変更する場合がある。また、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がある。

5 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

6 区が求める提案内容

- （1）学校教育の意義や特殊性及び本事業を十分に理解した上での、一定水準以上のエデュケーション・アシスタントを配置するための採用方法、採用基準
- （2）派遣労働者、派遣先へのサポート体制
- （3）派遣労働者への研修体制
- （4）個人情報保護、情報セキュリティ、危機管理体制

7 参加資格要件

次の（1）から（7）の項目を全て満たす事業者のみ、本選定に参加することができる。

- （1）東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加事業者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
- ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 法人住民税及び法人事業税を延滞していないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。
- また、各年度の内訳金額についても上限額の範囲内であること。

8 参加申込手続・プレゼンテーション

項番7「参加資格要件」を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 1次審査

①提出書類

※副本には、事業者が特定・類推されるような記載をしないこと

チェック	書類	数量
	区立小学校におけるエデュケーション・アシスタント派遣業務プロポーザル方式参加申込書兼誓約書(様式1)	1部
	提案書 ※A4判・ページ番号付・縦向き・横書き、文字の大きさは10ポイント以上とする。 ※表紙を含めて20枚(40ページ)以内とし、表紙以外は両面使用とする。	正本1部(社名あり) 副本9部(社名なし)
	会社概要書(パンフレット等概要書)	1部
	令和5年4月～令和7年4月に、官公庁発注の同一案件を受注したことがわかる契約書等の写し及び実績一覧表 ※同一官公庁かつ同一案件で、複数回契約している場合は、1カウントとする。	各1部
	見積書(内訳付) ※A4サイズ1枚で、「4 契約上限額」を参考に、年度ごとの内訳を記載したうえで作成。なお、令和8年度以降については、今後の人件費の高騰などを踏まえて算定すること。 ▶年度ごとの見積を算出するための就業条件は以下のとおりとする。 ・令和7年度：1日7時間45分、年間96日 ・令和8年度：1日7時間45分、年間192日 ・令和9年度：1日7時間45分、年間192日 ※本契約は、1時間あたりの年間単価契約とする。	正本1部(社名あり) 副本9部(社名なし)

	※見積書の様式・内訳については、参加事業者の見積方式による。ただし、報酬、交通費、保険料等の業務に係る一切の費用を含めたものとする。	
	財務諸表（損益計算書・貸借対照表） ※自己資本比率を明記すること。	1 部
	法人住民税及び法人事業税の納税証明書（原本）（直近 1 年分）	1 部

②提出期限

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）午後 5 時まで

※郵送の場合は必着

③提出方法

郵送又は持参によること。

※ 持参の場合、土日祝日及び平日の正午から午後 1 時までは受付できない。

※ 提出された書類の再提出又は記載内容の変更は認めません。

④提出先

板橋区教育委員会事務局 指導室 学習支援係（板橋区役所北館 6 階 1 7 番窓口）

〒 1 7 3－8 5 0 1 東京都板橋区板橋二丁目 6 6 番 1 号

（2）2 次審査

2 次審査では、参加申込時に提出いただいた提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。

※追加資料の提出、資料の配付は認めません。

9 審査方法・審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、区立小学校におけるエデュケーション・アシスタント派遣業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による 1 次審査（書類審査）及び 2 次審査（プレゼンテーション）の 2 段階で実施する。

（1）1 次審査（書類審査）

参加資格要件を満たしているか審査する。

なお、応募事業者が 6 者以上の場合は、別表 1「1 次審査表（審査項目及び審査基準）【書類審査】」の審査項目及び審査基準について評価し、評価点の高い事業者から順に 5 者を選定する。

（2）2 次審査（プレゼンテーション）

① 1 次審査を通過した事業者（以下、「1 次審査通過事業者」という。）を対象に、提案書によるプレゼンテーション（発表：1 5 分、質疑応答：1 5 分を予定）を実施する。

② 別表 2「2 次審査基準【プレゼンテーション】」に定める審査項目及び審査基準に基づき評価を行い、評価点が最も高い事業者を提案採用者とする。ただし、評価点が満点の 2 分の 1 を超えないときは、提案採用者とししないものとする。

③ 2 次審査（プレゼンテーション）においては、必ず契約締結後の担当者（予定も可）が説明すること。

1 0 質問及び回答

本プロポーザル方式に関する質問については、次のとおり取り扱う。ただし、回答することにより本選定の公平な執行を妨げると判断される質問等については回答しないことがある。

（1）質問方法

「区立小学校におけるエデュケーション・アシスタント派遣業務プロポーザル方式 質問書」（様式3）を作成し、項番15「問合せ」記載のメールアドレスに電子メールで送付すること。電子メール以外の方法による質問は受付しない。

(2) 質問期限

項番11「スケジュール」のとおり。

(3) 回答について

全ての参加事業者が確認できるよう区のホームページにて回答する。

1.1 スケジュール

参加申込書等配付期間	令和7年5月28日（水）から 令和7年6月13日（金）午後5時まで
質問期限	令和7年6月4日（水）午後5時まで
前記質問に関する回答	令和7年6月9日（月）までに回答予定
参加申込書等の提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時まで
1次審査の結果通知	令和7年6月19日（木）までに発送予定
質問期限（1次審査通過者のみ）	令和7年6月25日（水）午後5時まで
前記質問に関する回答	令和7年6月30日（月）までに回答予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月3日（木）
2次審査結果の通知・公表	令和7年7月初旬予定

※ 1次審査結果及び2次審査結果は、参加事業者にもメールで通知する。

※ 2次審査の詳細は、1次審査結果通知とともに、1次審査通過事業者にも通知する。

1.2 留意事項

(1) 失格要件

以下のアからエのいずれかの条件に該当する事業者は失格とする。

ア 審査の公平な執行を妨げる行為を行った者、虚偽の提案を行った者または公正な価格の成立を害す、もしくは、不正な利益を得るために連合した者。

イ 書類の一部または全部が上記期限を過ぎて提出された場合。

ウ 1次審査通過事業者が2次審査に欠席した場合。

エ 契約締結までに上記参加資格要件を満たさなくなった者。

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権その他の日本国または日本国以外の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとする。

(3) 参加費用

本プロポーザル方式の参加に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

(4) その他

ア 各提出書類について、提出方法は持参・郵送を問わないが、未着・遅延等の場合、原因の如何を問わず、区は責任を負わない。

イ 提出された書類等は一切返却しない。

ウ 参加申込み手続き終了後に参加を辞退する場合は、2次審査実施日の前日（ただし、2次審査実施日の前日が土日祝日であるときは、その日より前のその日に最も近い平日とする。）午後4時まで（必着）に「区立小学校におけるエデュケーション・アシスタント派遣業務プロポーザル方式 参加辞退書」（様式2）を持参又は郵送により提出すること。

エ 提案採用者の提案内容により、協議のうえ業務内容・仕様書を決定する。

オ 提案採用者には、2次審査結果通知後に企画提案書に記載された内容の根拠となる書類（定款、規約、その他のこれに類する書類等）の提出を求める場合がある。

カ 区が提供した全ての資料等は、本選定の実施以外の目的に使用しないようにする。

1 3 プロポーザル方式の結果公表

2次審査終了後に、2次審査の審査項目・審査基準・審査結果（順位・評価点等）及び評価点の内訳を公表する。また、提案採用者については、事業者名及び提案金額も公表する。

1 4 提案書等の情報公開

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となる。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出すること。

1 5 問合せ

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号（板橋区役所 北館6階 17番窓口）

板橋区教育委員会事務局 指導室 学習支援係 担当：福田

電 話：03（3579）2615 FAX：03（3579）2649

E-mail：ky-sodan@city.itabashi.tokyo.jp